

## 第7章 文化財の保存・活用に関する措置

## 第7章 文化財の保存・活用に関する措置

### 第1節 文化財の保存・活用に関する措置の設定

本市の文化財の保存・活用に関する将来像（第5章）や現状と課題、方針（第6章）を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置（事業）を設定します。個々の措置については、次節以降に保存・活用の方向性ごとに掲載します。

本計画は「第5次三島市総合計画」と終期を合わせています。総合計画は令和7年度（2025）までを前期、令和8～12年度（2026～30）を後期としているため、本計画の措置の実施期間もこれに準じて設定します。ただし、総合計画の前後期の設定では本計画の前期が1年間となってしまう、措置の実施期間としては短すぎるため、令和7～8年度（2025～26）の2年間の前期、令和9～12年度（2027～30）を後期として整理します。また、本計画の次期計画での実施が見込まれるものについても、本計画期間中にその研究や準備に取り掛かる必要があることから、合わせて設定します。

措置の実施主体のうち、「行政」は本市文化財課や関連部署を、「専門家」は市から文化財関連の審議会等の委員を委嘱している外部の専門人材を、「関係機関」は県・他市町村・高等教育機関等を、「所有者」は文化財の所有者を、「学校」は市内の幼稚園・小中学校・高等学校を、「民間団体等」はボランティア団体・NPO等の各種団体や地域住民・町内会を示します。

それぞれの措置は市費、県費、国費（文化財補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等）その他民間資金等を活用して実施します。

## 第2節 文化財を知り、学ぶための措置

「方向性1 文化財を知り、学ぶ」に関して、第6章で設定した方針に沿って、以下の措置(事業)を設定し、実施します。

表 7-1 「方向性1 文化財を知り、学ぶ」に関する措置(事業)

No.	方針	事業名	実施主体	期間			新規
				前期	後期	次期	
1	1-① 把握調査	<b>歴史的建造物の把握調査事業</b> 近世・近代の歴史的建造物の分布を把握し、その状態を記録する。	行政 民間団体等			○	○
2		<b>仏像等寺院所在の文化財把握調査事業</b> 関係する民間団体等と協力して、仏像等の把握調査を行う。	行政 専門家 民間団体等		○		○
3		<b>民間所在資料の調査事業</b> 郷土資料館が民間に所在する未指定を含む文化財(古文書、典籍、書跡等)の現状を把握し、最低限の保存環境を構築する。	行政 所有者	○	○	○	
4		<b>学校所在資料の調査事業</b> 郷土資料館は学校に所在する未指定を含む文化財(近代資料、美術品等)の現状を把握し、学校と協力して最低限の保存環境を構築する。	行政 学校	○	○	○	
5		<b>地域の石造物調査事業</b> 郷土資料館、郷土資料館ボランティアが主体となり、地域の石造物を調査し報告書にまとめる。 現在、中郷 <sup>なかざと</sup> 地域の調査を進めており、順次市内他地域でも実施する。	行政 民間団体等	○	○	○	
6		<b>伝統行事、民俗芸能等調査事業</b> シャギリ、オテンノウサン等市内で行われている伝統行事や民俗芸能等の無形の民俗文化財について、写真・映像・聞き取りによる記録を行う。	行政 専門家 所有者 民間団体等		○	○	○
7		<b>その他の文化財の把握調査事業</b> 伊豆石で作られた蔵や神社の棟札等テーマを設定して文化財の分布を把握する。	行政 民間団体等			○	○

No.	方針	事業名	実施主体	期間			新規
				前期	後期	次期	
8	1-② 調査 研究	<b>市内遺跡発掘調査事業</b> 遺跡内での土木工事等の開発に伴う埋蔵文化財の届出業務を行い、必要に応じて市内遺跡の発掘調査(確認調査、本発掘調査)を行う。また、発掘の成果を発掘調査報告書として公表する。	行政 所有者	○	○	○	
9		<b>遺跡地図更新事業</b> 近年の発掘調査(確認調査、本発掘調査)の成果を遺跡地図の情報に反映し、公表する。	行政		○		○
10		<small>むかいやま</small> <b>向山16号墳発掘調査事業</b> 古墳の本質的価値を明らかにするため、発掘調査が十分行われていない向山16号墳 <small>むかいやま</small> の発掘調査を行い、報告書を作成する。	行政 専門家	○	○		
11		<b>遺跡(史跡)の調査研究</b> 山中城跡、箱根旧街道石畳、推定平安・鎌倉古道について、新規の発掘調査や最新の研究動向等を反映した調査研究を行い、パンフレット等に反映する。	行政 専門家		○		○
12		<b>郷土資料館所在古文書の目録、史料集作成事業</b> 古文書の目録や史料集を郷土資料館ボランティア、古文書読習会、研究者等の協力により作成、発行する。	行政 専門家 民間団体 等	○	○	○	
13		<b>郷土資料館研究報告作成事業</b> 郷土資料館学芸員等により郷土史や文化財に関する調査研究を行い、報告書として公表する。	行政	○	○	○	
14		<b>郷土資料館所在資料デジタルデータベース化事業</b> 古文書、典籍、民俗資料等のデジタルデータベース化と「文化遺産オンライン」等での公開を進める。	行政	○	○	○	

### 第3節 文化財を守り、次世代へつなげるための措置

「方向性2 文化財を守り、次世代へつなげる」に関して、第6章で設定した方針に沿って、以下の措置(事業)を設定し、実施します。

表 7-2 「方向性2 文化財を守り、次世代へつなげる」に関する措置(事業)

No.	方針	事業名	実施主体	期間			新規
				前期	後期	次期	
15	2-① 文化財 の指定	<b>未指定文化財の指定等の促進</b> 把握調査で確認した文化財の価値を正しく評価し、重要なものは市の指定を行う。	行政 専門家	○	○	○	
16		<b>市指定文化財の現状調査</b> 市指定文化財のうち、長期間状況確認ができていないものについて、順次現状調査を進め、保存についての問題点の把握に努める。	行政 専門家	○	○	○	○
17		<b>地域遺産制度の導入検討</b> 地域固有の文化財を地域全体で継承していくため、「地域遺産制度」の導入を検討する。	行政 専門家 民間団体 等	○	○	○	○
18	2-② 史跡の 保存	<b>遺跡(史跡)の保存管理</b> 箱根旧街道(石畳、松並木、一里塚)、向山古墳群、推定平安・鎌倉古道の適切な維持管理を継続する。	行政	○	○	○	
19		<b>史跡山中城跡の保存管理</b> 日常的な維持管理を継続するとともに、崩落が起りやすい障子堀斜面の保存管理方法の改善、野生生物の侵入対策を進める。	行政	○	○	○	
20		<b>史跡山中城跡災害復旧事業</b> 令和元年台風19号と令和3年の長雨による被災箇所 <sup>むかいやま</sup> の復旧及び今後の災害対策としての排水路の設置を進める。	行政	○	○		
21		<b>史跡山中城跡の指定範囲拡大、公有地化の推進</b> 史跡の保存活用計画に基づき、発掘調査の結果等を踏まえて指定範囲の拡大と指定範囲内の公有地の拡大を進める。	行政		○	○	○
22		<b>全国史跡整備市町村協議会事業</b> 協議会に加盟し、全国の加盟市町村と協調して史跡等の整備のための事業を進める。令和2年11月より三島市が会長市となっているため、任期中は全史協事務局の運営を行う。	行政 関係機関	○	○	○	

No.	方針	事業名	実施主体	期間			新規
				前期	後期	次期	
23	2-③ 民間所在文化財の保存	<b>指定等文化財の保存事業</b> 指定等文化財の所有者が保存に関する事業(くん蒸消毒、災害復旧、建造物等)を実施し、行政等が補助金を交付して支援する。	行政所有者	○	○	○	
24		<b>民間所在資料の保存事業</b> 郷土資料館が調査した民間に所在する未指定を含む文化財(書跡、典籍、古文書等)について、所有者と協力して継続的に保存環境の確認や問題解決を行う。	行政所有者	○	○	○	
25		<b>郷土資料館による文化財の収集</b> 郷土資料館は市民からの寄贈や古書店等からの購入により地域の文化財を収集し、散逸を防ぐ。	行政所有者	○	○	○	
26	2-④ 博物館等での保存	<b>考古資料の収集、保存管理</b> 発掘調査に伴って発見された考古資料(土器、石器、木製品等)を整理し、必要に応じて保存処理をした上で保管倉庫内で保存する。また、保存環境のモニタリングにより環境改善を図る。その他、収蔵スペースの増設について検討する。	行政	○	○	○	
27		<b>郷土資料館での所蔵資料の保存管理</b> 館収蔵庫の温湿度管理、くん蒸消毒、中性紙封筒の利用などにより所蔵資料を保存し、展示等により劣化したものの修復やレプリカ作成を行う。また、収蔵スペースの増設について検討する。	行政	○	○	○	
28		<b>学校所在資料の保存事業</b> 郷土資料館が調査した学校に所在する未指定を含む文化財(近代資料、美術品等)について、郷土資料館と学校が協力して継続的に保存環境の確認や問題の解決を行う。その中で、校内での展示により劣化した美術品についての修復作業を進める。	行政学校	○	○	○	
29	2-⑤ 無形民俗文化財の継承	<small>みしまばやし</small> <b>三島囃子保存会補助金</b> <small>みしまばやし</small> 県指定の三島囃子の保存会に対して、継承支援のための補助金交付を継続する。	行政所有者	○	○	○	

No.	方針	事業名	実施主体	期間			新規
				前期	後期	次期	
30	2-⑤ 無形民俗文化財の継承	<b>伝統行事、民俗芸能等継承支援事業</b> シャギリ、オテンノウサン等市内で行われている伝統行事や民俗芸能等の無形の民俗文化財について、調査結果の概要をパンフレット等にまとめて発行する。また、シャギリ等の演奏の場の拡充や団体間の交流等により継承を支援する。	行政 専門家 所有者 民間団体 等		○	○	○
31	2-⑥ 防災・防犯	<b>三嶋大社耐震補強支援事業</b> 国指定文化財となっている三嶋大社本殿、幣殿及び拝殿の修復、耐震補強工事について、補助金の支出等により支援する。	行政 専門家 関係機関 所有者	○	○		
32		<b>民間所有文化財への防火設備の設置推進</b> 文化財所有者に対し、消火器や火災報知器の設置への協力を呼び掛ける。また、国指定建造物の防火設備に対する補助金交付を継続する。	行政 関係機関 所有者	○	○	○	
33		<b>市管理地の樹木管理</b> 市の管理する土地にある、遺跡(史跡)の範囲内にある樹木や天然記念物に指定された樹木について、危険防止のための枯損木の伐採や枝の伐採、樹勢維持のための薬剤使用を行う。	行政	○	○	○	
34		<b>民有地の樹木管理の支援策検討</b> 民有地にある、遺跡(史跡)の範囲内にある樹木や天然記念物に指定された樹木のうち、個人での管理が困難になったものについては、防災対策の支援策を検討する。	行政 所有者	○	○	○	
35		<b>避難訓練、消防訓練の継続</b> 博物館や歴史的建造物での避難訓練、消防訓練を継続する。	行政 関係機関 所有者	○	○	○	
36		<b>関係機関との連携による訓練の拡充</b> 県文化財課、消防、市危機管理部門等と連携した避難訓練、消防訓練を行い、災害時の情報収集や初期対応が円滑に行われるようにする。	行政 関係機関 所有者		○	○	○
37		<b>文化財の災害対策に関する啓発事業</b> 文化財所有者や市民に対して、災害時の文化財救済やそのための平時の準備の重要性について、意識啓発を行う。	行政 関係機関		○	○	○

No.	方針	事業名	実施主体	期間			新規
				前期	後期	次期	
38	2-⑥ 防災・ 防犯	<b>災害発生時の連絡体制の整備</b> 大規模災害時に文化財の救済を進める上で必要となる関係機関との連絡体制を事前に整備する。	行政 関係機関	○			○
39		<b>文化財の防犯対策事業(現状把握)</b> 主に民間所有の文化財、特に屋外にあるものについて、防犯面の現状把握を行い、文化財の防犯対策の基礎資料とする。	行政 関係機関		○	○	○
40		<b>文化財の防犯対策事業(意識啓発)</b> 文化財所有者や市民に対して、文化財の防犯対策についての意識啓発を行う。	行政 関係機関		○	○	○

## 第4節 文化財を人づくり、まちづくりに活かすための措置

「方向性3 文化財を人づくり、まちづくりに活かす」に関して、第6章で設定した方針に沿って、以下の措置(事業)を設定し、実施します。

表 7-3 「方向性3 文化財を人づくり、まちづくりに活かす」に関する措置(事業)

No.	方針	事業名	実施主体	期間			新規
				前期	後期	次期	
41	3-① 情報 発信	<b>文化財年報、文化財関連パンフレットの作成</b> 市の文化財保護行政や文化財に関する情報をまとめた文化財年報を作成する。また、山中城跡や箱根旧街道等主要な文化財を紹介するパンフレットを作成、配布する。	行政	○	○	○	
42		<b>テレビ、ラジオ、SNSによる情報発信の拡充</b> 市文化財課による文化財の魅力伝えることを目的とした情報発信が少ないため、テレビ・ラジオ・SNS等による情報発信を拡充する。	行政	○			○
43		<b>文化財に関する説明板の更新</b> 山中城跡や箱根旧街道、市街地にある文化財に関する説明板の更新を計画的に進める。その際に、最新の調査研究の成果を反映する。	行政		○		○
44		<b>情報発信の多言語化事業</b> パンフレット、説明板、ホームページなどによる情報発信の多言語化を進める。	行政		○		○
45		<b>情報発信の手法の改善</b> パンフレットや説明板にQRコードを付して、ホームページ上の関連情報にアクセスしやすくする、山中城跡のような史跡でAR(拡張現実)などの先端技術を利用した見学ができるようにするなど、情報発信の手法を改善する。	行政		○		○
46	3-② 展示、 講座等	<b>佐野美術館特別展負担金</b> 佐野美術館での特別展開催のため、経費の一部を市が負担する。	行政	○	○	○	
47		<b>文化財講座の実施</b> 地域の歴史文化や文化財に関する講座、講演会、現地説明会を開催する。その際、埋蔵文化財 <small>こきんでんじゆ</small> や古今伝授など、これまで取組が不足していたテーマについても取り上げる。	行政	○	○	○	○

No.	方針	事業名	実施主体	期間			新規
				前期	後期	次期	
48	3-② 展示、 講座等	<b>三嶋曆師の館事業</b> 三嶋曆師の館で三嶋曆に関する展示や体験事業等を実施する。また、三嶋曆の会による展示解説の継続を支援する。	行政 民間団体 等	○	○	○	
49		<b>公共施設での文化財関連展示事業</b> 図書館、市役所玄関ホール等での文化財関連の展示機会を増やす。その際、埋蔵文化財や古今伝授など、これまで取組が不足していたテーマについても取り上げる。	行政	○	○	○	
50		<b>文化財に関する出張講座</b> 文化財課や郷土資料館の学芸員等を講師とした出張講座を公民館等で実施する。その際、埋蔵文化財や古今伝授など、これまで取組が不足していたテーマについても取り上げる。	行政		○	○	○
51	3-③ 学校 教育	<b>「そよ風学習」による学習機会の提供</b> 「そよ風学習」の仕組みを活用して、文化財関連の出張授業や郷土資料館での見学、体験学習を継続する。	行政 学校	○	○	○	
52		<b>「そよ風学習」での新規学習メニューの開発</b> 小学校6年生、幼稚園・保育園、中学校を対象とした新規学習メニューを開発し利用拡大を図る。	行政	○	○	○	○
53	3-④ 郷土 資料館	<b>郷土資料館企画展示事業</b> 郷土資料館で年間3回程度の企画展を開催し、文化財の展示を通して地域の歴史や文化を紹介する。あわせて、企画展図録やパンフレットを作成する。	行政	○	○	○	
54		<b>郷土資料館教育普及事業</b> 企画展関連講演会、郷土資料館ボランティアと協働で実施する体験講座「郷土教室」等の教育普及事業を実施する。	行政 民間団体 等	○	○	○	
55		<b>郷土資料館展示更新計画作成</b> 平成25年度にリニューアルした常設展示について、その後の資料収集や調査研究の成果を反映するための計画を作成する。	行政			○	○

No.	方針	事業名	実施主体	期間			新規
				前期	後期	次期	
56	3-④ 郷土資料館	<b>郷土資料館展示の多言語化</b> 主要な展示の英語併記が実施済みのため、企画展示の英語表記や常設・企画展示の多言語表記について、その手法を研究し、多言語化を進める。	行政		○		○
57	3-⑤ 観光・まちづくり	<b>観光客向けの文化財情報の発信</b> 遺跡(史跡)や歴史的建造物、地域ゆかりの歴史上の人物等について、現地での説明板やホームページ、マップ等により観光客向けの情報発信を充実させる。	行政 専門家		○		○
58		<b>文化財関連イベントの実施</b> 三嶋大祭り、大通り宿場まつり、その他民間が主催するイベントへの出展や運営協力により文化財の紹介を行う。	行政 民間団体等		○		○
59		<b>歴史的風致維持向上計画推進事業</b> 歴史的風致維持向上計画に基づき、三嶋大祭りへの補助、ふるさとガイドの会への補助、地域文化財啓発事業などの各種事業を進める。	行政	○	○	○	
60		<b>歴史的風致維持向上計画推進事業(歴史的風致形成建造物保全整備事業)</b> 「歴史的風致形成建造物」の修復等について、歴史的まち並み形成事業費補助金により補助する。	行政	○	○		
61	3-⑥ 日本遺産	<b>箱根八里街道観光推進協議会事業</b> 日本遺産「箱根八里」のストーリーや構成文化財の魅力を発信するため、説明板や印刷物の作成、イベントでの情報発信を継続し、さらに、映像コンテンツの作成や構成文化財周辺の文化財の掘り起こしを行う。	行政 民間団体等	○	○	○	
62	3-⑦ 山中城跡	<b>史跡山中城跡での体験の充実</b> 史跡の保存活用計画に基づき、ふるさとガイドの会の現地での活動拠点の設置、AR(拡張現実)等の先端技術を活用したコンテンツの提供、周辺観光施設との連携、説明板の更新、周遊ルートの再検討等を進める。	行政 専門家 民間団体等		○	○	○
63		<b>史跡山中城跡ガイダンス施設建設の検討</b> 史跡の保存活用計画に基づき、ガイダンス施設の建設について検討する。	行政 専門家 民間団体等		○		○

No.	方針	事業名	実施主体	期間			新規
				前期	後期	次期	
64	3-⑧ 三島市誌	<b>三島市誌(資料編)の編さん事業</b> 資料収集、調査研究が蓄積されている原始古代編(出土遺物中心)、近世編(古文書中心)の資料編編さんについて検討する。	行政 専門家 民間団体等		○	○	○
65		<b>現代史資料の収集</b> 現代の資料収集のため、元市職員等への聞き取りを行う。	行政 専門家 民間団体等		○	○	○

## 第5節 様々な人が文化財に関わる仕組みをつくるための措置

「方向性4 様々な人が文化財に関わる仕組みをつくる」に関して、第6章で設定した方針に沿って、以下の措置(事業)を設定し、実施します。

表 7-4 「方向性4 様々な人が文化財に関わる仕組みをつくる」に関する措置(事業)

No.	方針	事業名	実施主体	期間			新規
				前期	後期	次期	
66	4-① 行政の 体制整備	<b>専門職員(学芸員)の配置</b> 幅広い文化財の保存・活用に関する事業を実施するため、市文化財課や郷土資料館へ専門職員(学芸員)を積極的に配置する。	行政	○	○	○	
67		<b>専門職員(学芸員)の資質向上</b> 専門職員(学芸員)を研修等へ積極的に参加させるとともに、外部の研究会等への自主的な参加を支援し、資質向上を図る。	行政	○	○	○	
68		<b>庁内関係部署との連携</b> 文化のまちづくり課、商工観光まちづくり課、都市計画課等の文化財に関連する計画や事業を所管する部署との情報共有や連携を保つ。	行政	○	○	○	
69	4-② 個別の 保存活用計画	<b>個別文化財の保存活用計画作成事業</b> 箱根旧街道(史跡)、伊豆国分寺跡(史跡)、楽寿園(名勝、天然記念物)、三嶋大社本殿・幣殿・拝殿(建造物)の保存活用計画を順次作成する。その他の国の指定等文化財については計画の作成について研究を進める。	行政 専門家 所有者		○	○	○
70		<b>史跡山中城跡保存活用計画推進事業</b> 令和4年度に作成した保存活用計画の進捗管理や定期的な見直しを行う。	行政	○	○	○	
71	4-③ 多様な 主体の 連携	<b>関係機関、民間団体等との連携</b> 市内の博物館や観光協会、大学等の高等教育機関等の関係機関、ふるさとガイドの会やみしまのお寺めぐりの会等の民間団体等との情報共有や連携を深める。	行政 関係機関 民間団体 等	○	○	○	
72		<b>富士・沼津・三島三市博物館連絡協議会事業</b> 富士・沼津・三島の公立博物館による共同企画展や講演会等の事業を実施する。	行政 関係機関	○	○	○	

No.	方針	事業名	実施主体	期間			新規
				前期	後期	次期	
73	4-③ 多様な 主体の 連携	<b>北伊豆地域における文化財担当部署、博物館の連携</b> 共通のテーマ（源頼朝、小田原北条氏、明治以来の鉄道敷設）による文化財活用事業や文化財の収蔵スペースの確保等の広域での実施に向けた働きかけを検討する。	行政 関係機関 民間団体 等			○	○
74		<b>旅行会社との連携</b> 本市への観光交流人口の増加を受け、文化財に関連した体験や土産物の開発を進めるため、旅行会社との連携を強化する。	行政 民間団体 等			○	○
75		<b>指定等文化財所有者への支援</b> 指定等文化財所有者と定期的に連絡を取り、文化財の状況を調査し、保存や修理についての助言を行う。また、指定等文化財についての税制面での優遇等について検討する。	行政 所有者		○	○	○
76	4-④ 人材 育成	<b>郷土資料館ボランティア事業</b> 郷土教室（体験講座）の運営、古文書整理、石造物調査、民具整理等を実施している郷土資料館ボランティアについて、会員募集、養成講座、スキルアップ研修等を実施する。	行政 民間団体 等	○	○	○	
77		<b>古文書読習会、古文書講座事業</b> 郷土資料館を会場として行われている古文書読習会や古文書講座の運営を支援し、古文書解読のできる人材の育成を図る。	行政 民間団体 等	○	○	○	
78		<b>史跡山中城跡ガイドボランティア研修</b> ふるさとガイドの会会員を主な対象とし、山中城跡でのガイドのための研修を実施する。	行政 民間団体 等	○	○	○	○
79		<b>文化財関係団体向け研修会事業</b> 文化財関連の活動をしている団体を対象に、一般向けよりも専門的な内容の文化財講座を実施し、各団体会員のスキルアップを図る。	行政 民間団体 等		○	○	○

## 第8章 関連文化財群

## 第8章 関連文化財群

### 第1節 関連文化財群の目的と設定の考え方

#### (1) 関連文化財群の目的と設定の考え方

第4章で、本市の四つの歴史文化の特徴を捉えました。この歴史文化の特徴を踏まえたテーマに基づいて、関連する文化財を「関連文化財群」として設定します。関連文化財群を設定することで、文化財群を構成する多種多様な文化財の総合的、一体的な保存・活用を進めます。また、関連文化財群のテーマにより、本市の歴史文化の特徴をわかりやすく市民に伝えるとともに、市民、行政、各種団体等が意識を共有して地域総がかりでの文化財の保存・活用につなげます。

文化財保存活用地域計画では、文化財が集中している地区がある場合、その周辺環境を含めて文化財を核として文化的な空間を創出するために「文化財保存活用区域」を設定することができます。本市では旧三島町地域のうち旧東海道を中心に東海道本線と国道1号にはさまれた区域に文化財が集中しており、ここを文化財保存活用区域として設定することも考えられます。ただし、この区域は三島市歴史的風致維持向上計画における重点区域である「三島市歴史的風致維持向上区域」となっており、本市ではすでに同計画に基づく施策を進めています(序章 第2節 参照)。そのため、本計画では面的な文化財の保存・活用は歴史的風致維持向上計画で一定の取組ができると考え、関連文化財群のみを設定します。

#### (2) 関連文化財群の設定

本市の歴史文化の特徴の中から関連文化財群を設定しようとする、一つの歴史文化の特徴から複数の関連文化財群を設定することが可能です。ただし、本計画の計画期間中に重点的に取り組むものは、文化財群を構成する文化財の調査が一定程度進んでおり、文化財の活用を進めるための環境が整っているものとします。特に、歴史的風致維持向上計画、日本遺産「箱根八里」、ワークショップでの提案(序章 第4節 (3)ワークショップの開催 参照)を参考に設定することとしました。

その結果、次の三つの関連文化財群を設定します。また、今後の文化財調査の進展等により関連文化財群の追加設定を検討していきます。

## 関連文化財群1 富士山からのめぐみ「三島溶岩流と湧水」

### 歴史文化の特徴 ①富士山からの溶岩流と豊富な湧水

歴史的風致維持向上計画における「市街地のせせらぎにみる歴史的風致」、ワークショップでの提案「湧水の豊かな“水の文化財”を巡るコース」「石碑と溶岩の“石の文化財”を巡るコース」「富士山の恵みコース」に関連する。

## 関連文化財群2 東海道一の難所「箱根八里」

### 歴史文化の特徴 ②箱根西麓の丘陵地と田方<sup>たがた</sup>平野のくらし

歴史的風致維持向上計画における「坂の集落の営みにみる歴史的風致」、日本遺産「箱根八里」に関連する。

## 関連文化財群3 近世東海道の宿場町「三島宿」

### 歴史文化の特徴 ③三嶋大社を中心に栄えた<sup>よつじ</sup>四辻文化

歴史的風致維持向上計画における「三嶋大社例祭とつけ祭りにみる歴史的風致」、日本遺産「箱根八里」、ワークショップでの提案「三島のお宝発見コース」「伝統芸能を体験するコース」に関連する。

## 第2節 三島市の関連文化財群

### (1) 関連文化財群1 富士山からのめぐみ「三島溶岩流と湧水」

#### ①概要

本市の市街地は約1万年前の富士山噴火の際の溶岩流、三島溶岩流の末端部分にあります。富士山から溶岩のすき間を流れてきた地下水が小浜池や浅間神社等の水源から湧き出し、源兵衛川、御殿川、蓮沼川(宮さんの川)といったいくつもの湧水河川を形成しています。これら湧水河川の川岸にはカワバタと呼ばれる張り出しが設けられ、水汲みや洗い物が行われていました。また、染め物・和傘づくり、水車としての動力利用など産業にも利用されていました。

市内最大の水源地である小浜池周辺はあちこちで溶岩が露頭し、地下水が湧き出しており、農耕には不向きな場所ですが独特の優れた景観を見せています。ここには、近世までは愛染院のような大規模な寺院をはじめ、大小の寺社やお堂があり、明治時代には小松宮の別邸が造営されました。この別邸は、李王世子、造船業で財を成した緒明氏と所有者を変え、現在は市立公園楽寿園として市民の憩いの場所となっています。また、小浜池周辺の景観は下田舜堂「小浜池」など絵画の題材にもなっています。

高度経済成長期以降、湧水量が減少し、生活排水の流入などにより湧水河川の水質汚濁が起りましたが、三島は「水と緑」のまちであるという市民の思いは強く、平成に入ると市民・事業者・行政の協働による「街中がせせらぎ事業」によって水辺の再生が進められました。その結果、小浜池から中郷温水池までの源兵衛川をはじめとした市街地の各所で湧水河川特有の景観が見られ、湧水に触れることができます。

このように、「三島溶岩流と湧水」の関連文化財群は楽寿園小浜池や菰池といった水源地と湧水河川及びその周辺施設、湧水に関連する生活や産業に関する文化財を中心に構成されます。

## ②関連する文化財一覧

表 8-1 富士山からのめぐみ「三島溶岩流と湧水」に関連する文化財一覧

No.	指定等	類型	名称と概要
<b>1 楽寿園関連</b>			
1	国指定	名勝地 動植物等	<b>小浜池（楽寿園）</b> 三島溶岩流が露頭している。また、小浜池の湧水は源兵衛川などの湧水河川の水源となっている。溶岩が露出しているため農耕には不向きな土地であるが、近世には多くの神社やお堂があり、明治時代には小松宮の別邸が建てられた。
	未指定	動植物等	<b>楽寿園（指定範囲外）の三島溶岩流</b> 楽寿園内では各所で三島溶岩流が露頭している。溶岩塚、溶岩洞窟、縄状溶岩といった様々な形態を確認できる。
3	国登録 県指定 市指定	建造物 絵画	<b>楽寿館（市指定・建造物）、楽寿館内の絵画（県指定・絵画）、梅御殿（国登録・建造物）、桜御殿（国登録・建造物）</b> 明治時代に小松宮別邸として建てられた建造物とそこで使われている装飾絵画
<b>2 溶岩、湧水に関連する場所</b>			
4	未指定	文化的景観	<b>源兵衛川をはじめとした湧水河川とカワバタ</b> 源兵衛川などの湧水河川にはカワバタと呼ばれる張り出しが設けられ、そこを足場にして水汲みや洗い物が行われていた。
5	市指定	動植物等	<b>愛染院跡、白滝公園の三島溶岩流</b> 溶岩塚や縄状溶岩などが露頭している。
6	未指定	動植物等	<b>鮎返しの滝（鮎止めの滝）</b> 落差 5 m ほどの滝で、溶岩が積み重なった様子を観察できる。
7	未指定	名勝地	<b>中郷温水池の逆さ富士</b> 中郷温水池では源兵衛川の水を一時的に貯めて水温を上げ、下流の中郷地域での農業用水として利用している。池の南端からは美しい逆さ富士が見られ、富士山の絶好の眺望地点として知られている。
8	未指定	建造物	<b>小中島中央水道跡</b> 小中島町（本町）周辺で使用されていた簡易水道の建物跡
9	未指定	建造物	<b>源兵衛川に架かるめがね橋</b> 三石神社付近で源兵衛川に架かる石造のアーチ橋。明治時代につくられたものと伝わる。
<b>3 その他、湧水に関連するもの</b>			
10	市指定	絵画	<b>小浜池（下田舜堂 画）</b> 三島出身の作家、下田舜堂による水彩画
11	未指定	絵画	<b>小浜丘之図（畔柳對水 画）</b> 明治時代、小松宮の別邸が建てられる少し前の小浜池周辺を描いた水彩画
12	日本遺産	無形文化財	<b>鰻 料理</b> 鰻を富士山からの湧水に 4～5 日打たせることで、生臭さや泥臭さを消すことができるため、鰻料理は三島の名物となっている。
13	未指定	有形民俗	<b>湧水、河川に関する道具類</b> ハヤビン、モジリ、フネ（川に浮かべるブリキ製保冷容器）などの道具類

※指定等に「日本遺産」とあるものは、文化財の全体もしくは一部が日本遺産「箱根八里」の構成文化財となっているもの。詳細は第3章 第3節日本遺産「箱根八里」を参照。

※類型に「動植物等」とあるのは、「動物、植物、地質鉱物」を指す。



### ③保存・活用に関する課題と方針

小浜池<sup>こはまいけ</sup>周辺の小松宮別邸跡は市立公園楽寿園となっており、年間20～30万人の市民・観光客が訪れています。園内には国指定の名勝・天然記念物となっている小浜池<sup>こはまいけ</sup>周辺をはじめとした文化財が集積し、適切な保存管理の上での公開が必要です。

市内中心部を流れる源兵衛川<sup>げんべえがわ</sup>などの湧水河川やその周辺の白滝公園、愛染院跡<sup>あいぜんいん</sup>には溶岩や湧水に関連したスポットが散らばっており、特に源兵衛川<sup>げんべえがわ</sup>や白滝公園は市民が散策できるよう周遊路として整備しています。これら湧水に関連した地点については、行政、観光協会、NPO等が市内外への積極的な情報提供を行っており、また、現地の説明板や各種のマップを作成しています。そのため、多数の市民・観光客が訪れ、散策等を楽しんでいます。

このような湧水や溶岩により形づくられる景観は地域の自然や歴史と密接に結びついています。例えば、市内に湧水や湧水河川が多いのは約1万年前の富士山噴火の際に溶岩流が三島まで到達したためであり、小浜池<sup>こはまいけ</sup>を中心としたエリアが駅前という立地にもかかわらず市立公園楽寿園として市民に開放されているのは、江戸時代に寺社やお堂が立ち並び、明治時代には小松宮の別邸となり、その後の所有者がこの地を分割することなく管理してきたという歴史のおかげだといえます。しかし、湧水や溶岩を切り口として地域の自然や歴史、文化について理解を深めるような学習機会の提供は十分にできていません。

また、小浜池<sup>こはまいけ</sup>を描いた絵画や湧水・河川に関する昔の道具などは市の施設や郷土資料館に集積していますが、常に市民が見学できるものは限られています。これらの文化財について、展示や講座により活用の幅を広げることが課題となります。

さらに、楽寿園や市内各所の溶岩・湧水に関連する場所、郷土資料館、市内の鰻料理<sup>うなぎ</sup>などを一体的に見学、体験できるような機会を創出することで、市民が関連文化財群についての理解をより深めることが期待できます。そのためには、多くの文化財を所蔵し、地域の自然や歴史についての知見を蓄積している市の文化財関連部署と様々なガイドやイベントを実施している民間団体とが連携し、学習機会を創出することが必要ですが、効果的な事業の企画・実施が十分ではありません。

以上の現状や課題を踏まえ、次のような方針で関連文化財群の保存・活用を進めます。

- ・市立公園楽寿園の保存管理を確実に継続し、公開していきます。
- ・湧水や溶岩に関連した地点で、地域の自然や歴史、文化についての理解を深められるような情報発信により、効果的な学習機会の提供を進めます。
- ・郷土資料館等に集積された関連文化財を活用した展示や講座を実施します。
- ・民間団体と連携して文化財巡りや体験講座などの企画・実施を進めます。

#### ④保存・活用に関する措置

表 8-2 富士山からのめぐみ「三島溶岩流と湧水」に関する措置

No.	関連する措置のNo.	事業名	実施主体	期間 <sup>※1</sup>			新規
				前期	後期	次期	
1	23	<b>楽寿園の管理運営</b> 一般公開されている楽寿園内の文化財の適切な保存管理を行う。	行政	○	○	○	
2	45、57	<b>パンフレット、ホームページ等での情報発信</b> 市民、観光客向けに湧水・溶岩に関するパンフレットを作成し情報発信を行う。その際、ホームページと紙のパンフレットとの連携やデジタル技術の活用を進める。	行政		○		○
3	53	<b>郷土資料館企画展示事業（湧水・楽寿園）</b> 郷土資料館で、湧水・楽寿園をテーマとした企画展を開催し、湧水に関連するくらし、文化、歴史、文化財等を紹介する。	行政		○	○	
4	54	<b>郷土資料館教育普及事業</b> 郷土資料館ボランティアと協働で実施する体験講座「郷土教室」等の教育普及事業において、湧水・溶岩をテーマとしたメニューでの事業を実施する。	行政	○	○	○	
5	58	<b>湧水をテーマとした文化財巡り、体験講座</b> ふるさとガイドの会等の関連団体と協力して、湧水や溶岩に関する文化財を巡る「三島の湧水・溶岩観察ツアー」を実施する。	行政 民間団体等		○		○

## (2) 関連文化財群2 東海道一の難所「箱根八里」

### ①概要

現在箱根旧街道と呼んでいる近世の箱根路が東海道の主要ルートとなったのは戦国時代以降です。それまでは足柄峠を回る足柄路や近世の箱根路よりも北側を走る推定平安・鎌倉古道と呼んでいるルートが使われていました。戦国時代には近世の箱根路上に小田原北条氏によって山中城が築かれ、関所の役割も果たしていたと考えられています。天正18年(1590)、小田原城を目指す豊臣秀吉の主力はこのルートを進軍し、1日で山中城を落城させました。

その後、徳川家康は宿駅制度を定め、江戸幕府は江戸を中心とした五街道を整備しました。五街道の中でも江戸と京・大坂を結ぶ東海道は最も重要な街道として整備され、交通量も他の街道にまさるものでした。中でも三島、小田原間の「箱根八里」の道は東海道一の難所とされ、旅人のために様々な施設がつけられました。

幕府は箱根宿や箱根西坂の五ヶ新田といった宿場町や集落を新たに設置し、また、石畳や杉・松並木、一里塚を整備して旅人の便宜を図りました。箱根西坂には石畳、3ヶ所の一里塚、松並木が残っており、これらは国の史跡「箱根旧街道」を構成しています。また、街道沿いの箱根宿や集落は旅人相手の旅館、茶屋、小売り、運送業により経済的に繁栄したばかりでなく、旅人との交流により都市的な文化をはぐくみました。その様子は紀行文や道中記に記され、地域に伝わる古文書や歴史資料からも知ることができます。

明治時代以降、大名行列などの大規模な交通がなくなり、さらに主要な陸上交通が鉄道にシフトすると箱根八里からは旅人が見られなくなります。箱根西坂の五ヶ新田では主要産業を畑作へ転換することを迫られました。現在、坂地区と呼ばれている箱根西坂では根菜類を中心とした野菜の栽培が盛んで、品質の高い「坂もの」として高い評価を得ており、また、この地区独特の文化的景観を形成しています。

このように、「箱根八里」の関連文化財群は国の史跡である「山中城跡」「箱根旧街道」を中心とした日本遺産の構成文化財、その他の石造物や景観、当時の人々が残した古文書、歴史資料によって構成されます。

## ②関連する文化財一覧

表 8-3 東海道一の難所「箱根八里」に関連する文化財一覧

No.	指定等	類型	名称と概要
<b>1 日本遺産構成文化財</b>			
1	国指定 日本遺産	遺跡	<b>箱根旧街道</b> <small>かぶどいし</small> <b>甲 石坂、石畳道（願合寺地区、腰巻地区、浅間平地区、上長坂地区、笹原地区）、一里塚（山中、笹原、錦田）、松並木</b>
	三島市、函南町、箱根町、小田原市の4市町にまたがる史跡。江戸防衛の要として、三島側の西坂は敵を発見しやすい尾根筋に、小田原側の東坂は敵を迎撃しやすい谷筋に経路が取られたといわれている。		
2	未指定 日本遺産	遺跡、 建造物	<b>富士見平の眺望(遺跡)、芭蕉の句碑(建造物)</b>
	東海道を通行する旅人に広く知られた富士山の眺望地点で、旅日記や絵画に記録された。付近には箱根越えの時に読んだとされる松尾芭蕉の句碑がある。		
3	未指定 日本遺産	文化的景観	<b>畑作地帯からの眺望</b>
	明治時代以降、街道の交通量が減ると、箱根西麓の山肌を開墾し、畑作に生活の糧を求めた。富士山を背景にした大根干しは三島の初冬の風物詩となっている。		
4	未指定 日本遺産	彫刻	<b>普門庵の仏像</b>
	観音坐像を背負った旅の僧がこの地で動けなくなり、菩薩のお告げと思い庵を結んで仏像を祀ったという伝承がある。		
<b>2 山中城跡関連</b>			
5	国指定 日本遺産	遺跡	<b>山中城跡</b>
	小田原防衛のために北条氏によって築城された。堀の一部を掘り残した「障子堀」が特徴的である。箱根路における関所の役割も果たしていたと考えられている。天正18年(1590)の豊臣秀吉の小田原攻めにより落城し、廃城となった。		
6	市指定	動植物等	<b>矢立の杉</b>
	本丸跡にある巨木で、合戦の際にたくさんの矢が突き刺さり、赤い血が流れ出したといわれる。		
7	未指定	遺跡	<small>いちりゅう</small> <b>一柳院(旧一柳庵)</b>
	笹原新田に所在する。山中城の合戦で戦死した豊臣方の武将、 <small>ひとつやなぎなおすえ</small> 一柳直末の胴体がここに落ちたという伝承があり、 <small>ひとつやなぎ</small> 一柳氏の墓がある。境内には明治時代に畑を開墾した住民の苦難を記した記念碑が建つ。		
8	未指定	考古遺物	<b>山中城跡の出土遺物</b>
	陶磁器、かわらけ、刀・槍先・火縄銃の玉や部品・甲冑といった武器や武具、石つぶてとして使われたと思われる大型の角礫 <small>かくれき</small> などが出土している。		
<b>3 近世の東海道関連</b>			
9	未指定	建造物	<small>かっけ</small> <b>脚気地蔵</b>
	<small>くもすけ</small> 雲助をしていた青年が脚気で苦しむ旅の老人を殺めて財布を奪ったが、後に実父であることを知り自害したという。この不幸な親子に同情した人々が建てたものであるといわれている。		

番号	指定等	類型	名称と概要
<b>3 近世の東海道関連</b>			
10	未指定	建造物	<sup>ぼらがだいら</sup> <b>茨ヶ平の馬頭観音</b>
	「言成地蔵」の小菊の父の墓として後世に建てられたものであるともいわれている。		
11	未指定	遺跡	<b>接待茶屋跡</b>
	文政7年(1824)に江戸の豪商、加勢屋与兵衛が伝馬役の者や貧窮する旅人に無料で湯茶や粥、馬の飼葉を提供するために設置した接待茶屋(施行所)の跡		
12	市指定	典籍 歴史資料	<b>接待茶屋関連資料 (接待茶屋関係文書(典籍)、調度品(歴史資料))</b>
	明治時代に接待茶屋を再興した <sup>はちこくせいり きょうかい</sup> 八石性理 教会から茶屋の経営を引き継いだ鈴木氏によって保存されてきた接待茶屋関連の古文書と茶釜や看板などの歴史資料		
13	市指定	遺跡	<sup>かぶといし</sup> <b>甲石</b>
	山中一里塚付近にある、カブトを伏せたような形の巨石		
14	未指定	建造物	<b>徳川有徳公遺蹟碑</b>
	8代将軍徳川吉宗と山中新田で茶屋を営む津田家との故事を記した石碑		
15	未指定	建造物	<sup>くもすけ</sup> <b>雲助徳利の墓</b>
	<sup>くもすけ</sup> 雲助の頭役で、終生酒を好んだ久助の墓。徳利の浮き彫りが施してある。		
16	未指定	遺跡	<b>松雲寺</b>
	明暦2年(1656)創立の寺院で、将軍や大名、明治天皇が小休止、「寺本陣」と呼ばれた。		
17	未指定	遺跡	<b>法善寺</b>
	境内には玉沢妙法華寺への分岐点に建てられていた題目石が移設されている。寺は集落内で移転しており、元の場所には「法善寺旧趾」の碑が建つ。		
18	未指定	建造物	<b>市山新田の六地藏</b>
	市山新田の西端に祀られている。ここに祀られている地藏が火の番をしてくれるため、村には火事が少なかった、と伝えられている。		
19	未指定	建造物	<sup>あたご</sup> <b>愛宕社跡の碑</b>
	明治24年(1891)まであった <sup>あたご</sup> 愛宕社跡の石碑。現在は有料老人ホームの敷地内にある。		

※指定等に「日本遺産」とあるものは、文化財の全体もしくは一部が日本遺産「箱根八里」の構成文化財となっているもの。詳細は第3章 第3節日本遺産「箱根八里」を参照。

※類型に「動植物等」とあるのは、「動物、植物、地質鉱物」を指す。

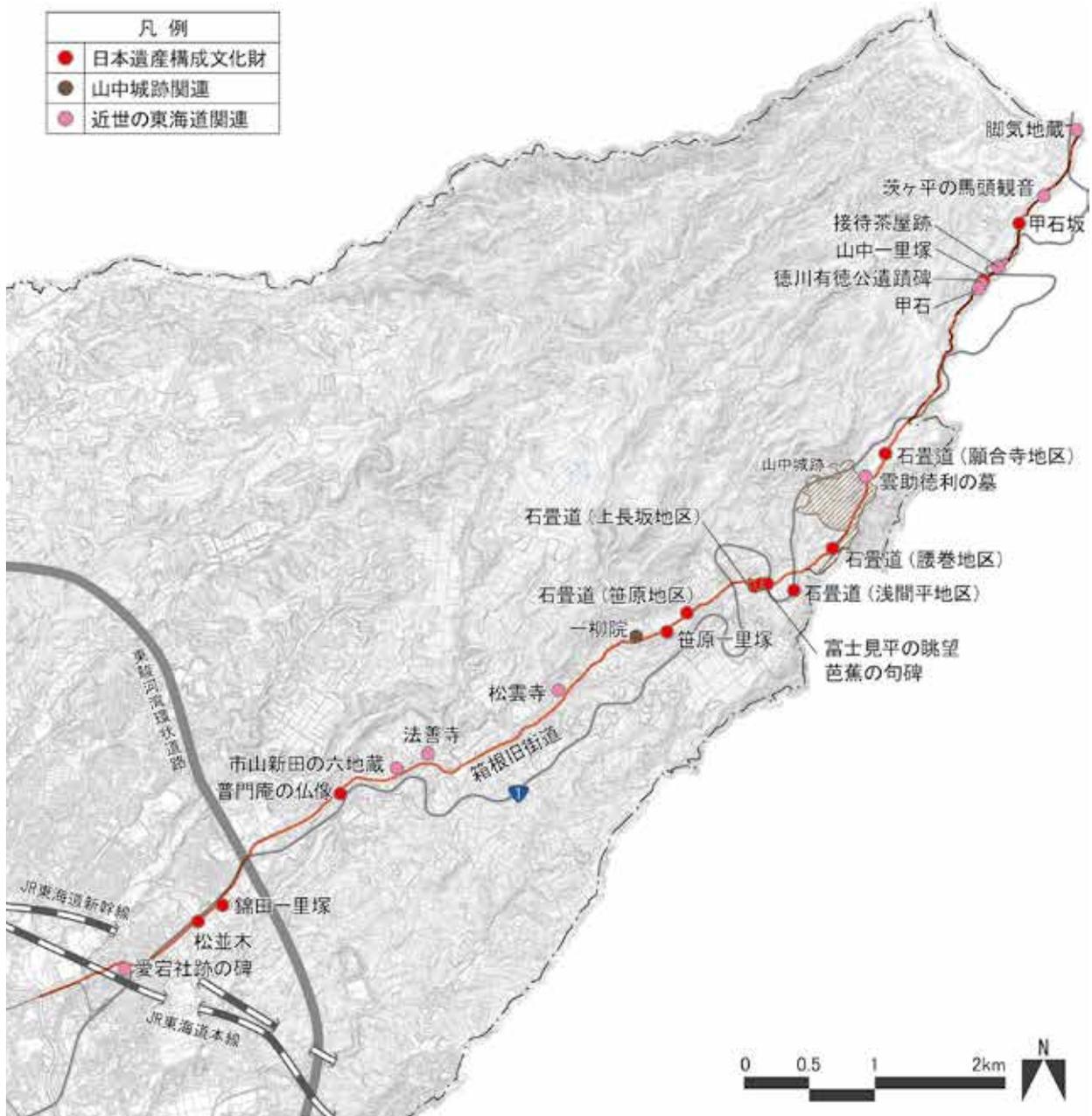


図 8-2 「箱根八里」に関する文化財の配置

### ③保存・活用に関する課題と方針

関連文化財群の中で中心的な位置を占める国指定史跡箱根旧街道と山中城跡は復元整備により一般公開しており、日常の維持管理を行っています。史跡の良好な保存状態を維持するための維持管理を今後も継続していく必要があります。また、この二つの史跡に関する近年の調査研究が少ないことが課題となっています。

日本遺産関連の文化財については、箱根八里街道観光推進協議会の事業として共通のデザインによる説明板の設置、マップ・パンフレットの作成、日本遺産フェスティバルでの情報発信等を実施し、その魅力を発信しています。さらに事業を進めていくにあたっては、映像コンテンツの作成や構成文化財周辺の文化財の掘り起こしにより、日本遺産の魅力発信を拡充していく余地があります。

山中城跡については令和元年(2019)の台風19号と令和3年(2021)7月の長雨により障子堀の斜面の一部が崩落しており、現在継続中の災害復旧事業を可能な限り早期に完了することが課題となっています。また、史跡の保存活用計画では、追加指定・公有地化を進めるべき場所があること、常駐のガイドがないこと、ガイダンス施設がないこと、AR(拡張現実)・VR(仮想現実)等の先端技術の導入がなされていないこと等を課題としています。

箱根旧街道のルート上には日本遺産構成文化財以外にも、近世の東海道に関連する文化財が複数存在しています。これらについては、郷土資料館が調査や展示を行っており、錦田郷土研究会や郷土史家も調査研究を進めています。しかし、詳細な調査が行われていないものや、市民に十分に知られていないものが多数あります。

以上の現状や課題を踏まえ、次のような方針で関連文化財群の保存・活用を進めます。

- ・国指定史跡である箱根旧街道と山中城跡の維持管理を確実に継続します。
- ・箱根旧街道や山中城跡に関して、新規の発掘調査や既存の出土遺物の再調査といった調査研究を進めます。
- ・箱根八里街道観光推進協議会事業により、日本遺産の魅力発信を拡充していきます。
- ・山中城跡の災害復旧事業を早期に完了するように努めます。
- ・史跡の保存活用計画により、山中城跡の保存・活用を進めます。
- ・現地に残る石造物や関連する絵図・古文書等の調査を進め、日本遺産の構成文化財と関連付けるなどして、市民への周知を図ります。

#### ④保存・活用に関する措置

表 8-4 東海道一の難所「箱根八里」に関する措置

No.	関連する措置のNo.	事業名	実施主体	期間 <sup>※1</sup>			新規
				前期	後期	次期	
1	18	<b>史跡箱根旧街道の維持管理</b> 箱根旧街道(石畳、松並木、一里塚)の適切な維持管理を継続する。	行政	○	○	○	
2	19	<b>史跡山中城跡の保存管理</b> 日常的な維持管理を継続するとともに、崩落が起こりやすい障子堀斜面の保存管理方法の改善、野生生物の侵入対策を進める。	行政	○	○	○	
3	11	<b>史跡箱根旧街道・山中城跡の調査研究</b> 山中城跡、箱根旧街道石畳について、新規の発掘調査や最新の研究動向等を反映した調査研究を行い、パンフレット等に反映する。	行政 専門家		○		○
4	61	<b>箱根八里街道観光推進協議会事業</b> 日本遺産「箱根八里」のストーリーや構成文化財の魅力を発信するため、説明板や印刷物の作成、イベントでの情報発信を継続し、さらに、映像コンテンツの作成や構成文化財周辺の文化財の掘り起こしを行う。	行政 民間団体 等	○	○	○	
5	20	<b>史跡山中城跡災害復旧事業</b> 令和元年(2019)台風19号と令和3年(2021)の長雨による被災箇所の復旧及び今後の災害対策としての排水路の設置を進める。	行政	○	○		
6	21	<b>史跡山中城跡の指定範囲拡大、公有地化の推進</b> 史跡の保存活用計画に基づき、発掘調査の結果等を踏まえて指定範囲の拡大と指定範囲内の公有地の拡大を進める。	行政		○		○
7	62	<b>史跡山中城跡での体験の充実</b> 史跡の保存活用計画に基づき、ふるさとガイドの会の現地での活動拠点の設置、AR(拡張現実)等の先端技術を活用したコンテンツの提供、周辺観光施設との連携、説明板の更新、周遊ルートの再検討等を進める。	行政 専門家 民間団体 等		○	○	○
8	63	<b>史跡山中城跡ガイダンス施設建設の検討</b> 史跡の保存活用計画に基づき、ガイダンス施設の建設について検討する。	行政 専門家 民間団体 等		○		○

No.	関連する 措置の No.	事業名	実施主体	期間 <sup>※1</sup>			新規
				前期	後期	次期	
9	70	<b>史跡山中城跡保存活用計画推進事業</b> 令和4年度(2022)に作成した保存活用計画の進捗管理や定期的な見直しを行う。	行政	○	○	○	
10	3、5	<b>箱根旧街道沿いの文化財調査、情報発信</b> 箱根旧街道沿いの石造物や関連する絵図・古文書等の調査を行い、パンフレット・ホームページ等で公開し、旧街道を歩く人たちへの情報提供を行う。	行政 民間団体 等		○		○

### (3) 関連文化財群3 近世東海道の宿場町「三島宿」

#### ①概要

関ヶ原の戦いの翌年にあたる慶長6年(1601)、徳川家康は東海道の宿場を指定しました。三島宿もこの時に指定され、以後近世を通して東海道の宿場町として繁栄しました。三島宿は東西に東海道、北に佐野街道(甲州道)、南に下田街道が伸びる交通の要衝であり、多くの旅人でにぎわいました。また、東に東海道一の難所である「箱根八里」が控えていたため、宿泊客も多く、宿場町の中心には何十軒もの旅籠が立ち並んでいました。当時の三島宿では、多くの参拝者を集めた「三嶋大社(三嶋大明神)」、宿の端にあり頭上を用水が流れる「千貫樋」、中世からの伝統をもつ「三嶋暦」などが有名でした。

三島宿の中心部は明治以降の近代化、昭和初期の北伊豆震災とそこからの復興、戦後の開発を経て現在でも三島の中心市街地であり、東海道沿いの旧宿場町は大通り商店街と呼ばれています。このような近代以降の継続的な開発により、町並みの景観は大きく変わっていますが、寺社の境内やまちかどに建つ建造物や石碑に注意を向けると、そこに往時の面影を見ることができます。

宿場町の本来的な役割は、武士や貴族などの公的な貨客に輸送と宿泊の機能を提供することにあります。輸送については街道の中継地点であり事務処理を行っていた問屋場が、宿泊については貴人の宿泊施設として整備された本陣が中心となって宿場の役割を果たしました。そのため、問屋場や本陣家に由来する古文書群や典籍などが博物館や旧家といわれる家に残されています。

このように、「三島宿」の関連文化財群は当時の景観を今に伝える建造物や遺跡と、当時の人々が書き残した古文書、典籍を中心に構成されます。

## ②関連する文化財一覧

表 8-5 近世東海道の宿場町「三島宿」に関連する文化財一覧

No.	指定等	類型	名称と概要
<b>1 三嶋大社関連</b>			
1	重文 市指定 日本遺産	建造物	三嶋大社 本殿・幣殿・拝殿(重文)、舞殿・神門(市指定)
	三嶋大社は平安時代から現在地にあり、三島宿の中心的施設である。境内の主要な建造物は江戸時代末期の安政東海地震で倒壊しており、当時の神主、矢田部盛治によって慶応年間(1865～1868)に再建されている。これらの建造物には伊豆の名工小沢半兵衛・希道父子一派による精緻な彫刻が施されている。		
2	重文	古文書	三嶋大社矢田部家文書(一部重文)
	資料点数919点のうち、近世文書に分類されるものは447点である。江戸時代の三嶋大社は530石の朱印地を持っており、朱印地やその支配に関するものが含まれる。檀家関係、境内の絵図、矢田部家の系図の他、三島宿あての伝馬朱印状が含まれる。		
3	未指定	古文書	三嶋大社文書
	資料点数366点のうち、近世文書に分類されるものは77点である。儀式、典礼に関する御用留や境内の絵図、三嶋曆 <small>みしまごよみ</small> を含む。絵図からは境内の建造物の配置の変遷を確認できる。三嶋曆 <small>みしまごよみ</small> の中には江戸時代中期の寛保三年曆(1743)の巻曆がある。		
4	未指定	無形民俗	三嶋大社の例祭、関連祭事、三嶋大祭り
	毎年8月15～17日に行われる例祭及び関連する祭事。平安時代からの歴史を持ち、源頼朝が拳兵したのがこの祭礼の日、8月17日である。		
5	県指定	無形民俗	三嶋大社のお田打
	毎年1月7日に行われている。いわゆる田遊びの一つで、「苗代の選定」「田打」「種蒔」「鳥追」の行事を、穂長と福太郎が狂言風に掛け合いながら行うのが特徴である。		
6	県指定	無形民俗	三嶋囃子 <small>みしまばやし</small>
	夏祭りに若者たちによって演奏されていた祭り囃子で、現在は三嶋囃子保存会に伝承されている。 天文年間(1532～1555)に三嶋大社舞々役、幸若与惣太夫 <small>こうわか</small> が創曲したものと伝えられている。県東部地域の祭り囃子の主流の一つであり、周辺地域への影響も大きかった。		
<b>2 古文書、歴史資料等</b>			
7	未指定	古文書	三嶋問屋場・町役場文書(うち、近世文書)
	宿場運営の中心的施設である問屋場に蓄積された資料が近代以降に町役場、市役所へと引き継がれたもの。伝馬制や助郷との関係など三島宿での宿場運営を明らかにするために必須であるばかりでなく、近世宿駅制度を理解する上でも重要な資料を多数含んでいる。また、検地帳、年貢割付状、災害関係の記録など三島宿の実態を幅広く明らかにする重要な資料を含んでいる。		
8	市指定	古文書	世古本陣家文書、樋口本陣家文書
	三島宿の本陣である世古家、樋口家に伝来した古文書群。大名、幕府役人、公家などの休泊が記録された御用留や御往来控、大名家との書簡等から成る。		
9	未指定	古文書	茶町高木家文書
	三島宿の西部に当たる茶町に住む高木家に伝来した古文書群。幕末・維新期の三島宿の記録・日記、書画の掛軸や短歌の短冊等から成る。		

番号	指定等	類型	名称と概要
<b>2 古文書、歴史資料等</b>			
10	未指定	古文書	三島宿之古記録
	三島宿の主要な記録を写して編さんされたもの。この古記録でしか判明しない事柄も多く、三島宿の貴重な記録である。		
11	市指定	絵画	小沼満英筆 三島宿場風俗絵屏風
	6曲1双の屏風で天保年間(1830～1844)に作成されたと伝わる。屏風の右隻には箱根旧街道を、左隻には宿場の風景を描いており、当時の三島宿の景観・風俗を知ることができる。		
12	未指定	歴史資料	本陣関札、下馬札、下乗札、太政官札、三島宿絵図
	本陣で使用された木製の札、三島宿に下された高札、三島宿絵図といった郷土資料館が所蔵している歴史資料		
<b>3 <small>みしまごよみ</small> 三嶋 曆 関連</b>			
13	市指定 日本遺産	典籍	<small>みしまごよみ</small> 三嶋 曆、同版木、関係文書 ※ <small>みしまごよみ</small> 三嶋 曆と <small>みしまごよみ</small> 三嶋 曆 師の館(日本遺産構成文化財)
	<small>みしまごよみ</small> 三嶋 曆の曆師であった河合家に伝わるものを中心とした、 <small>みしまごよみ</small> 三嶋 曆に関する資料群		
14	国登録 日本遺産	建造物	<small>みしまごよみ</small> 三嶋 曆 師の館(旧河合家住宅) ※ <small>みしまごよみ</small> 三嶋 曆と <small>みしまごよみ</small> 三嶋 曆 師の館(日本遺産構成文化財)
	曆師である河合家の住宅で、幕末に十里木(裾野市)の関所を解体・移築したものと伝わっている。		
<b>4 三島宿内の施設等を今日に伝えるもの</b>			
15	未指定	建造物	<small>せんがんどい</small> 千貫樋
	三島宿内の小浜池 <small>こはまいけ</small> の湧水を駿河国の村々へ送るための農業用水路が伊豆・駿河の国境となっている境川を越えるために作られた樋である。戦国時代に小田原北条、今川、武田の3氏が婚姻同盟を結んだ際に北条氏から今川氏への婿引き出物として建設された、と伝わる。頭上を用水が流れる景観は江戸時代の道中記などで紹介されている。当時は木製の樋であったが関東大震災で崩落し、コンクリート製の樋として再建された。		
16	未指定	遺跡	西見付の石垣(秋葉神社の石垣)
	宿場の端を見付といい、防御のため枡形と呼ばれる見張り所を設けたり、道路を屈曲させ見通しを悪くしたりしていた。秋葉神社の石垣が三島宿の西の見付の石垣であるといわれている。		
17	未指定	遺跡 建造物	秋葉神社(遺跡)、宿場内の秋葉灯籠(建造物)
	三島宿は激しい西風にあおられた大火で甚大な被害を受けることが多かったため、寛政5年(1793)に宿場の西端へ火防の神である秋葉神社を勧請した。 この他に宿場内には三石神社、御殿神社、中央町赤橋近くに秋葉灯籠が建てられている。		
18	未指定	遺跡 伝承・昔話	<small>いいなりじぞう</small> 言成地蔵の伝承、 <small>いいなりじぞう</small> 言成地蔵尊
	明石藩の大名行列を横切った小菊という少女が「なんでも言い成りになりますから、命ばかりはお助けを」と助命を訴えたにもかかわらず、手打ちとされた、という話が伝わる。この小菊を悼んで建てられたという地蔵が市内の2ヶ所(西本町木町観音堂、東本町1丁目)にある。 東本町の地蔵堂の境内には南の見付付近にあった橋の石材で、文政5年(1822)まで使用されていたものが置かれている。		

番号	指定等	類型	名称と概要
4 三島宿内の施設等を今日に伝えるもの			
19	未指定	建造物	井出志摩守の墓
	伊豆国分寺(旧蓮行寺)境内にある、初代三島代官とされる井出正次の墓		
20	未指定 日本遺産	建造物	時の鐘 ※三石神社の時の鐘(日本遺産構成文化財)
	三石神社境内にあり、宝暦11年(1761)に宿場有志により鑄造されたものが長らく使用されていた。第二次世界大戦中に供出され、戦後の昭和25年(1950)に再建されている。		
21	未指定	建造物	芭蕉句碑(「芭蕉老翁墓」)
	江戸時代中期の伊豆出身の俳人、陶官鼠によって安永7年(1778)に蓮馨寺境内に建立されたもの。当時の蓮馨寺の住職が芭蕉の弟子だという縁があったといわれる。		
22	未指定	建造物	石碑 世古本陣跡・樋口本陣跡・問屋場跡
	本町交差点の南北にある本陣跡記念碑、中央町にある問屋場跡の記念碑		
23	未指定	建造物	長圓寺の門(伝世古本陣門)
	世古本陣の門が移築されたものであると伝わる。		
24	市指定	建造物	圓明寺表門(伝樋口本陣表門)
	樋口本陣の表門が移築されたものであると伝わる。		
25	未指定	建造物	茶室 不二亭
	明治はじめの天皇の東幸の際に樋口本陣が天皇の宿泊所となった。その際に樋口本陣の庭に建てられた茶室である。現在は三嶋大社境内に移築されている。		
26	未指定	遺跡	御殿神社、御殿の石垣
	神社付近に江戸時代初期に将軍の休泊のための施設である御殿が建っていた。御殿は17世紀中に廃絶したが、石垣の一部が現存している。		
27	未指定	建造物 伝承・昔話	孝行犬の昔話(伝承・昔話)とその墓(建造物)
	江戸時代の終わりに病気になった母犬のために看病をした子犬がいたという。母子共に亡くなった後、圓明寺の上人が子犬たちの孝行心をたたえ、墓を建てたといわれる。		
28	未指定	建造物	三嶋大社境内の近世の常夜灯、たたり石
	常夜灯は建立の時期が宝永年間(1704～1710)であることと施主が小田原藩主であることから、宝永の富士山噴火を契機としたものであると推測される。たたり石は大社前旧東海道と下田街道の真ん中にあり、行き交う人の流れを整理する役目を果たした。たたり(絡塚)は本来糸のもつれを防ぐ道具であり整理を意味する語である。後に往来頻繁になりこれを取り除こうとする度に災いがあったといわれ、崇りに置き換えて考えられる様になったといわれている。		
29	未指定	遺跡	陣屋稲荷
	近世の陣屋の絵図にも描かれている稲荷社		
30	未指定	建造物	農兵調練場址の碑
	幕末に陣屋敷地内に農兵調練場が設けられたことに対するの記念碑		
31	未指定	建造物	笠原隼人佐の墓(法華寺)
	近世初期に三島宿問屋を勤めたといわれとされる笠原氏の墓。墓碑によると笠原氏は小田原北条氏の家臣であった。		

番号	指定等	類型	名称と概要
4 三島宿内の施設等を今日に伝えるもの			
32	未指定	建造物	石地藏、無縁法界
	処刑された罪人の首が晒された宿端の新町橋付近にあり、罪人の供養のために建立された。		
33	未指定	建造物	小浜山刑場供養塔
	処刑場のあった小浜山(現三島駅構内)近くにあり、処刑された罪人の供養のために建立された。		
34	未指定	遺跡 建造物	三島宿内の寺社
	「東海道宿村大概帳」「東海道分間延絵図」に記載のある三島宿内の寺社。林光寺、善教寺、若宮神社、本覚寺、伊豆国分寺(旧蓮行寺)、蓮馨寺、三石神社、長圓寺、圓明寺、浅間神社、愛染院跡(溶岩塚が天然記念物となっており、三嶋大社社家の墓が残る)、福聚院、誓願寺、楊原神社、田福寺跡(石碑が残る)、西福寺、心経寺、本妙寺、祐泉寺、薬師院、成真寺、天神社、日隅神社、妙行寺、光安寺、六所王子神社、守綱神社、法華寺		

※指定等に「日本遺産」とあるものは、文化財の全体もしくは一部が日本遺産「箱根八里」の構成文化財となっているもの。詳細は第3章 第3節日本遺産「箱根八里」を参照。



図 8-3 「三島宿」に関連する文化財の配置

### ③保存・活用に関する課題と方針

三嶋大社関連の文化財には指定等文化財が多く、境内や宝物館で保存、一般公開されています。また、三嶋大社のお田打や三嶋<sup>みしまばやし</sup>囃子も祭事の際に公開されています。文化財の保存については「令和の大修理」事業により三嶋大社本殿をはじめとした建造物の耐震補強等が進められており、この事業を円滑に完了させることが文化財の保存に関する大きな課題となっています。

郷土資料館等が所蔵している古文書や歴史資料については、これまでに研究の蓄積があり、『三島市誌』や郷土資料館の企画展、図録等でその成果を公表してきました。今後も調査研究を進め、その成果を教育普及に活用していく必要があります。

近世の三島宿にあたる地区は近代以降今日まで中心市街地として継続して開発が行われてきたため、当時の町並みの景観からは大きく変わっていますが、三嶋大社や三嶋<sup>みしまこよみし</sup>曆師の館では関連する文化財が公開されており、その他の寺社の境内などにも当時の面影を知ることができる文化財が残されています。しかし、このような三島宿に関する文化財の中にはごく限られた範囲でしか知られていないものも多く、これらの文化財を関連付けて多くの市民や観光客に知ってもらうための情報発信が不足しています。

以上の現状や課題を踏まえ、次のような方針で関連文化財群の保存・活用を進めます。

- ・三嶋大社の「令和の大修理」を補助金の支出等により支援します。
- ・三島宿に関連する古文書や歴史資料の調査研究を進め、その成果を展示や教育普及事業に活用していきます。
- ・三島宿に関する文化財を相互に関連付け、イベントやホームページによる情報発信を進めます。その際、ふるさとガイドの会等の民間団体と連携して事業を行います。

#### ④保存・活用に関する措置

表 8-6 近世東海道の宿場町「三島宿」に関する措置

No.	関連する措置のNo.	事業名	実施主体	期間 <sup>※1</sup>			新規
				前期	後期	次期	
1	31	<b>三嶋大社令和の大修理への支援</b> 国重要文化財となっている本殿等の修理事業に対して国・県の補助が受けられるよう支援し、同時に市からも補助金を支出して支援する。また、修理事業をとおして得られた新たな知見についての情報発信を支援する。	行政 所有者	○	○		
2	48	<b>三嶋曆師の館事業</b> 三嶋曆師の館で三嶋曆に関する展示や体験事業等を実施する。また、三嶋曆の会による展示解説の継続を支援する。	行政 民間団体 等	○	○	○	
3	12、13	<b>三島宿、三嶋曆に関する調査研究</b> 三嶋問屋場・町役場文書、本陣家文書、三嶋曆 関連資料などを利用した調査研究を進め、資料目録や研究報告として一般に公開する。	行政	○	○	○	
4	53	<b>郷土資料館企画展示事業</b> 郷土資料館において三島宿や三嶋曆をテーマとした企画展を開催し、図録やパンフレットを作成する。また、講演会等の関連する教育普及事業を実施する。	行政		○	○	
5	45、57	<b>パンフレット、ホームページ等での情報発信</b> 市民、観光客向けに三島宿マップを作成し情報発信を行う。その際、ホームページと紙のパンフレットとの連携やデジタル技術の活用を進める。	行政		○		○
6	79	<b>三島宿をテーマとした出張講座</b> ふるさとガイドの会やみしまのお寺めぐりの会等の関連団体の会員向けの講座を開催する。	行政 民間団体 等	○	○	○	○
7	58	<b>三島宿をテーマとした文化財巡り、体験講座</b> ふるさとガイドの会やみしまのお寺めぐりの会等の関連団体と協力して、寺社等にあり、通常は見られない、または、よく知られていない文化財を巡る「三島のお宝発見ツアー」を実施する。	行政 民間団体 等		○		○

No.	関連する 措置の No.	事業名	実施主体	期間 <sup>※1</sup>			新規
				前期	後期	次期	
8	6、30	<b>民俗芸能の調査、体験事業</b> シャギリ等の民俗芸能について、写真・映像・聞き取りによる記録を行い、その概要をパンフレット等にまとめる。また、市民・観光客向けに民俗芸能の体験イベントを実施する。	行政 民間団体 等		○		○



## 第9章 文化財の保存・活用の推進体制

## 第9章 文化財の保存・活用の推進体制

### 第1節 計画の推進体制

行政（三島市）、専門家（外部の専門人材）、関係機関、所有者、学校、民間団体等が連携して文化財の保存・活用に関する措置（事業）を実施します。以下に本市での文化財の保存・活用の推進体制を示します。

#### （1）行政（三島市）の体制

本市では、文化財の保存・活用に関する事務を教育委員会文化財課が所管しています。また、登録博物館として郷土資料館があります。文化財課と郷土資料館には専門職員として学芸員を配置しています。その他の関係課においても史跡の管理や文化財の活用に関連する事業を実施しています。

表 9-1 行政（三島市）の文化財保存・活用体制（令和6年4月現在）

部署名	関連する業務内容	職員配置
文化財課(教育委員会)	・文化財の保存・活用に関すること	8人 (会計年度任用職員を含む) (うち学芸員2人)
郷土資料館(教育委員会)	・郷土資料の収集、保存、展示、教育普及に関すること	5人 (会計年度任用職員を含む) (うち学芸員3人)
生涯学習課(教育委員会)	・生涯学習に関すること	13人
文化のまちづくり課	・文化振興に関すること ・市民文化会館の運営に関すること	5人
都市計画課	・都市計画に関すること ・歴史的風致維持向上計画に関すること	10人
商工観光まちづくり課	・観光振興に関すること ・日本遺産に関すること	11人
危機管理課	・地域の防災対策に関すること	9人
学校教育課(教育委員会)	・学校教育に関すること	13人
こども保育課	・幼児教育、幼稚園・保育園に関すること	12人
楽寿園	・楽寿園の管理に関すること	7人
みどりと水のまちづくり課	<small>むかいやま</small> ・向山古墳群公園の管理に関すること	7人
教育総務課(教育委員会)	・教育総務に関すること ・教育振興基本計画に関すること	11人
政策企画課	・総合計画に関すること	9人

※職員配置には特に記載しない限り会計年度任用職員を含まない。

## (2) 専門家(外部の専門人材)の配置

### ①三島市文化財保護審議委員会

市教育委員会の諮問により文化財の保存及び活用についての専門的及び技術的事項を調査審議するため、三島市文化財保護審議委員会を設置しています。(委員名簿は序章参照)

### ②文化財関係委員会

#### ア 史跡山中城跡災害復旧委員会

令和元年(2019)台風19号と令和3年(2021)7月長雨により被災した史跡山中城跡の災害復旧の方法等について検討を行っています。

表 9-2 史跡山中城跡災害復旧委員会 委員名簿(令和6年4月現在)

役職等	氏名	所属等
委員長	諏訪 順	小田原城天守閣館長
副委員長	望月 保宏	静岡古城研究会 会長
	斎藤 宏	元山中城跡発掘調査団長
	土屋 智	静岡大学名誉教授、砂防工学及び緑化学

#### イ 向山古墳群調査整備検討委員会

県指定史跡となっている向山古墳群の史跡の価値を明らかにするための調査及び現在一般公開されていない16号墳の整備について検討を行っています。

表 9-3 向山古墳群調査整備検討委員会 委員名簿(令和6年4月現在)

役職等	氏名	所属等
委員長	滝沢 誠	筑波大学教授
副委員長	菱田 哲郎	京都府立大学教授
	中井 正幸	岐阜聖徳学園大学研究員、元大垣市教育委員会勤務
	渡井 英誉	静岡市、元富士宮市教育委員会勤務

#### ウ 史跡山中城跡保存活用協議会

史跡山中城跡の保存・活用に関する事業について、地元代表者や専門家からの助言等を受け、計画に従った事業の進捗を確認します。

表 9-4 史跡山中城跡保存活用協議会(令和6年4月現在)

役職等	氏名	所属等
会長	諏訪 順	小田原城天守閣館長
副会長	望月 保宏	静岡古城研究会 会長
	斎藤 宏	元山中城跡発掘調査団長
	土屋 智	静岡大学名誉教授、砂防工学及び緑化学
	大金 洋一	山中自治会長

### (3) 関係機関、所有者、学校、民間団体等

本市の文化財の保存・活用に関わる外部の関係機関、学校、民間団体等は以下のとおりです。

表 9-5 関係機関、学校、民間団体等一覧

①関係機関	文化庁
	静岡県 文化財課
	佐野美術館(登録博物館)
	三嶋大社宝物館(博物館法指定施設)
	三島市観光協会
	三島商工会議所
	三島商店街連盟
	日本大学(国際関係学部等)、順天堂大学(保健看護学部等)、放送大学 静岡学習センター、国立遺伝学研究所
	富士山南東消防本部
	全国史跡整備市町村協議会
	独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター
②所有者	未指定を含む文化財の所有者
③学校	三島市立幼稚園 9園、私立幼稚園 5園
	三島市立小学校 14校
	三島市立中学校 7校
	日本大学三島中学校、静岡県立ふじのくに中学校 三島教室
	静岡県立三島北高等学校、三島南高等学校、三島長陵高等学校
	日本大学三島高等学校
④民間団体等	<small>みしまごよみ</small> 三嶋暦の会(ふじのくに文化財保存・活用推進団体)
	みしまのお寺めぐりの会(ふじのくに文化財保存・活用推進団体)
	三島市ふるさとガイドの会(ふじのくに文化財保存・活用推進団体)
	松並木と一里塚を守る会(ふじのくに文化財保存・活用推進団体)
	三島古文書読習会(古文書史料集作成事業の協力団体)
	三島宿研究会(古文書史料集作成事業の協力団体)
	<small>みしまばやし</small> 三島囃子保存会(県指定無形民俗文化財の保護団体)
	三嶋大社のお田打奉仕者(県指定無形民俗文化財の保護団体)

## 第2節 計画の進捗管理

---

本計画に基づく事業の進捗管理は市の総合計画・行政評価の仕組みにより市文化財課が行います。行政評価だけでは進捗管理が難しい事業については関係部署、関係者への確認により文化財課が個別に進捗管理を行います。また、その結果を三島市文化財保護審議委員会に定期的に報告するとともに、意見を求めるものとします。